都営住宅電気設備工事共通仕様書(令和4年10月) 追補版

凡例:	下線部が追加・	変更簡明
ノンレクリ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1、4水口が、7石7川。	发 史 回 D

第1章 一般共通事項

第2節 工事現場管理

1.2.4
 施工体制等
 について

- 1 監理技術者等の配置については、「東京都工事施行適正化推進要綱」(東京都財務局) によるほか、次による。
 - (1) 受注者は、工事を施工するために締結した下請負契約の契約金額が 4,500万円(建築一式工事の場合は、7,000万円)以上となる場合においては、監理技術者を置かなければならない。

なお、共同企業体の場合は、構成員1社以上が監理技術者を、その他の構成員に ついては、主任技術者を配置する。

- (2) 契約金額が 4,000 万円 (建築一式工事の場合は、8,000 万円) 以上の工事において、配置する監理技術者等は、専任でなければならない。
- (3) 変更なし
- (4) 変更なし
- (5) 変更なし
- (6) 変更なし
- 2 変更なし

都営住宅電気設備工事共通仕様書 追補版(令和4年10月1日)新旧対照表 (案)

改定 (新)		現行 (旧)		摘要
	第1章 一般共通事項 第2節 工事現場管理		第1章 一般共通事項 第2節 工事現場管理	
1.2.4 施 に つ い	1 監理技術者等の配置については、「東京都工事施行適正化推進要綱」(東京都財務局)によるほか、次による。 (1) 受注者は、工事を施工するために締結した下請負契約の契約金額が4,500万円(建築一式工事の場合は、7,000万円)以上となる場合においては、監理技術者を置かなければならない。なお、共同企業体の場合は、構成員1社以上が監理技術者を、その他の構成員については、主任技術者を配置する。 (2) 契約金額が4,000万円(建築一式工事の場合は、8,000万円)以上の工事において、配置する監理技術者等は、専任でなければならない。 (3) 変更なし (4) 変更なし (6) 変更なし (2) 変更なし	施工体制等について	1 監理技術者等の配置については、「東京都工事施行適正化推進要綱」(東京都財務局)によるほか、次による。 (1) 受注者は、工事を施工するために締結した下請負契約の契約金額が4,000万円(建築一式工事の場合は、6,000万円)以上となる場合においては、監理技術者を置かなければならない。なお、共同企業体の場合は、構成員1社以上が監理技術者を、その他の構成員については、主任技術者を配置する。 (2) 契約金額が3,500万円(建築一式工事の場合は、7,000万円)以上の工事において、配置する監理技術者等は、専任でなければならない。 (3) 変更なし (4) 変更なし (6) 変更なし 変更なし 変更なし	東京都工事施工のでは、変更では、変更では、変更のでは、変更のでは、変更のでは、変更のできます。